

政策 4-6 良好な都市環境の形成を推進する

1 政策の方向性

- 近年、生活スタイルや居住ニーズの多様化などにより市民の居住環境は大きく変化しており、ライフステージに合わせた、より快適な暮らしを求めて「住まい方」に対する関心が高まっています。
- このため、誰もが暮らしやすく、うるおいのある住環境の整備に向けて、景観施策や計画的なまちづくりの推進により良好な市街地の形成を促進するとともに、地域が主体的にまちの課題解決に取り組む市民主体のまちづくりを推進します。

(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
居住する地域の住環境（住みやすさ）に満足している市民の割合 (市民アンケート)	59.6%	65.2%	65%以上 <70%以上>
市内に美しい街なみが保たれていると思う市民の割合 (市民アンケート)	29.8%	31.1%	40%以上

< >内数値は、第3期実施計画策定時に設定したチャレンジ目標

3 施策の体系

政策 4-6 良好な都市環境の形成を推進する

施策4-6-1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進

施策4-6-2 地域の主体的な街なみ形成の推進

施策4-6-1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進



KAWASAKI
SDGs

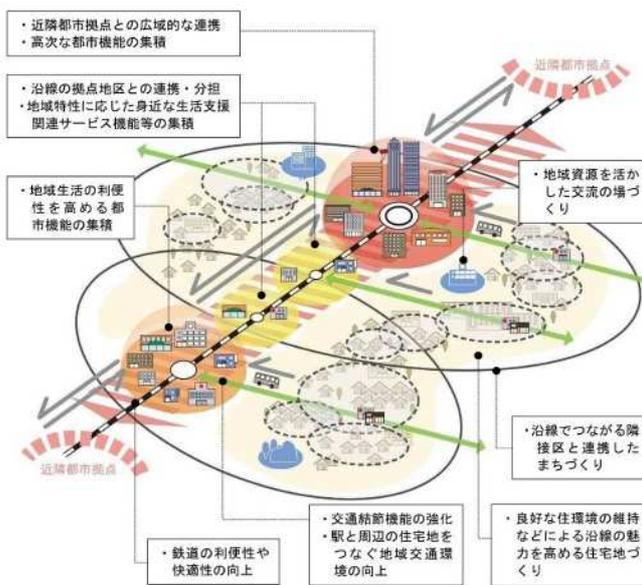
川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



1 これまでの主な取組状況

- 都市拠点や市街地における土地利用にあたっては、少子高齢化や人口減少等の社会環境の変化と地域特性や地域課題を踏まえ、よりきめ細やかにまちづくりを誘導するため、地区計画等の都市計画手法を有効に活用し、土地利用の適切な誘導を図るとともに、土地区画整理事業や再開発事業等による民間事業支援により、計画的なまちづくりを推進しています。
- ライフスタイルの多様化による、安全性や利便性の向上などに関する多岐にわたる市民ニーズに的確に対応するためには、地域課題を適切に把握し、市民と行政の協働を一層推進する必要があることから、「都市計画マスタープラン」全体構想及び区別構想を改定し、生活行動圏別の沿線まちづくりの考え方を新たに示すなど、将来を展望したまちづくりを推進しています。
- 脱炭素社会の実現に向けて、炭素を固定化し生産過程でも二酸化炭素の排出量を抑制できる国産木材の活用を積極的に促進するとともに、建築物環境配慮制度 (CASBEE川崎) 等を効果的に活用するなど、新たなまちづくりの機会を捉え、環境に配慮した建築物等の普及を促進しています。

生活行動圏の沿線まちづくりイメージ



資料：「川崎市都市計画マスタープラン全体構想」



建築物の木質化の事例 (小杉小学校)

2 施策の主な課題

- 少子高齢化や人口減少等の社会環境の変化や激甚化・頻発化する自然災害を踏まえ、安全性や利便性の向上などに関する多岐にわたる市民ニーズや地域課題に的確に対応したまちづくりが求められています。
- 引き続き、既存市街地における良好な住環境の形成に向けた市民との協働による地区計画の策定や、土地区画整理事業や再開発事業等の手法活用による民間事業支援など、計画的なまちづくりを推進する必要があります。

- 脱炭素社会の実現に向け、環境に配慮した建築物の普及や国産木材の利用促進を図る必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 激甚化する自然災害の発生や少子高齢化の進展など社会環境の変化を踏まえた持続可能で計画的なまちづくりの推進
- ★ 脱炭素社会や持続可能なまちの実現に向けた、良好な市街地環境の形成や環境に配慮した建築物の普及促進

4 直接目標

- 都市環境と調和した暮らしやすく魅力的な都市空間を創出する

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
新築される建築物のうち、環境に配慮した建築物 [※] の割合 (まちづくり局調べ)	17 % (平成26 (2014) 年度)	19.3 % (令和2 (2020) 年度)	19 %以上 (平成29 (2017) 年度)	21 %以上 (令和3 (2021) 年度)	23 %以上 (令和7 (2025) 年度)
市街地開発事業等の制度を活用した取組の累積件数 (まちづくり局調べ)	6 件 (平成26 (2014) 年度)	10 件 (令和2 (2020) 年度)	7 件以上 (平成29 (2017) 年度)	9 件以上 (令和3 (2021) 年度)	11 件以上 (令和7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) ~ 7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降
都市計画マスタープラン等策定・推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●「都市計画マスタープラン」に基づく計画的なまちづくりの推進 ・区別構想の改定完了 ・調査・検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・進行管理、誘導 ●自然災害の激甚化や少子高齢化の更なる進展を踏まえた都市機能等の立地適正化に向けた誘導 ・都市機能等の誘導の考え方の調査・検討 ・誘導の考え方の取りまとめ 	事業推進

「都市計画マスタープラン」に基づき、計画的なまちづくりを推進するとともに、激甚化する自然災害や少子高齢化の更なる進展に備え、持続可能な都市経営の実現に向けて、適正な都市機能や居住のあり方を検討します。

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）～7（2025）年度		
				令和8（2026）年度以降
地域地区等計画策定・推進事業 地域特性に応じた良好な市街地環境の創出に向けて、用途地域の指定や地区計画等の都市計画決定・変更等による計画的なまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画決定及び変更などの計画的なまちづくりの推進 ・生田緑地、鷺沼駅前地区等 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域地区や地区計画の決定及び変更等によるまちづくり誘導 ・都市機能の導入や都市環境・都市防災等に配慮した優良な開発計画を誘導するための取組の推進 	事業推進	
優良建築物等整備事業 老朽化した建物の更新や敷地の共同化の機動的な促進により、良好な市街地環境の形成や地域の活性化、市街地の防災性及び安全性の向上に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●優良建築物等の整備事業の推進 ・戸手4丁目北地区の事業調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・戸手4丁目北地区の工事着手 ・新規地区・相談地区の協議・調整 	事業推進	
建築物環境配慮推進事業 高い省エネ性能を有するなど環境への配慮に関する自主的な取組を促し、環境負荷の低減を図り、環境配慮建築物が評価される市場の形成を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「建築物環境配慮制度（CASBEE川崎）」の適正かつ効率的な運用 R2届出件数:55件 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の運用 ・評価システム及びマニュアルの変更 	事業推進	
	<ul style="list-style-type: none"> ●環境配慮建築物に関する普及・啓発 R2説明会実施回数:2回 	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会等の普及・啓発活動の実施 		
木材利用促進事業 脱炭素社会の実現に向け、地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、森林再生等に資する国産木材の利用促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●公共建築物における木材の利用促進に関する取組の推進 ・麻生区役所木質化（R2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物等木材利用促進方針に基づく取組の推進、方針の見直し ・公共施設木質化リノベーションの実施 	事業推進	
	<ul style="list-style-type: none"> ●木材利用促進フォーラム等を活用した民間建築物等の国産木材利用促進 ・フォーラム活性化に向けた取組の検討 ・木材利用促進事業補助制度の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・フォーラム活性化に向けた取組の構築 ・木材利用促進事業補助制度の実施、制度の検証 		
	<ul style="list-style-type: none"> ●林産地をはじめとした他都市と連携した取組の実施 ・脱炭素啓発と連携した地方創生に資する木材利用促進イベント等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 		

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

施策4-6-2 地域の主体的な街なみ形成の推進



KAWASAKI
SDGs



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

1 これまでの主な取組状況

- 本市の景観施策のマスタープランである「景観計画」の改定を行うとともに、景観施策の情報提供や啓発、景観改善等の取組への支援を行い、市民・事業者・行政との協働による良好で個性と魅力にあふれた景観づくりを推進しています。また、小杉駅周辺地区等において、本市の広域拠点にふさわしい都市景観の形成の誘導を図るため、「景観計画特定地区」の指定や区域拡大等を行いました。



個性と魅力あふれる良好な景観形成

- 地域の課題解決などに向けて、市民と行政の協働により、それぞれの地域の特徴を活かしたまちづくりの取組が求められていることから、市民の主体的なまちづくり活動に向けた誘導・支援の一層の充実を図り、地域ニーズに応じた市街地環境の形成を進めています。

2 施策の主な課題

- 地域の個性や地域資源を活かした個性と魅力にあふれる良好な景観形成の継続的な推進に加え、公共空間の利活用等の新たな取組や景観をめぐる社会環境の変化への対応が求められています。
- 地域ニーズ等に応じたきめ細やかな市街地環境の形成に向け、市民の主体的なまちづくり活動を誘導する取組や地域の特徴を活かした取組への支援が求められています。

3 施策の方向性

- ★ 景観をめぐる社会環境の変化に対応した個性と魅力あふれる良好な都市景観形成の推進
- ★ 良好な住環境形成に向けた住民発意の地区まちづくり活動への支援の推進

4 直接目標

- 機能的で美しく、住んでいてこちよい街なみを創出する

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
「景観計画」等に位置づけられる景観形成基準が遵守されている割合 (まちづくり局調べ)	15.5 % (平成26 (2014) 年度)	28.6 % (令和2 (2020) 年度)	22 %以上 (平成29 (2017) 年度)	31 %以上 (令和3 (2021) 年度)	41 %以上 (令和7 (2025) 年度)
「地区まちづくり育成条例」に基づく登録・認定団体の累計件数 (まちづくり局調べ)	12 件 (平成26 (2014) 年度)	28 件 (令和2 (2020) 年度)	16 件以上 (平成29 (2017) 年度)	24 件以上 (令和3 (2021) 年度)	32 件以上 (令和7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) ~ 7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降
都市景観形成推進事業 景観法に基づく「景観計画特定地区」の指定や都市景観条例に基づく「都市景観形成地区」の指定などにより、個性と魅力にあふれた良好な街なみ形成を推進します。また、新たな技術による広告などの適切な景観誘導に向けた取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●都市拠点等における「景観計画特定地区」の指定・拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・武蔵小杉周辺景観計画特定地区の拡大 (H30) ●「都市景観形成地区」における市民による地域特性に応じた良好な街なみづくりの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・市民への支援 ●景観施策の情報提供・啓発活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> R2イベント参加者数：21人 ●「景観計画」に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・計画改定 (H30) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の指定・拡大等の推進 ・鷺沼周辺地区の指定に向けた取組の推進 ・継続実施 ・景観まちづくり意識普及イベントの開催 ・計画に基づく取組の推進、進行管理 	事業推進
景観形成誘導推進事業 良好な景観形成に向けて、景観法や都市景観条例等に基づく届出制度を活用し、建築物等に対し適切な指導・誘導を行うとともに、街なみ誘導助成等の活用や景観分野の専門家からの助言を活かす景観アドバイザー制度により建築物等のデザイン誘導などの支援・誘導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●景観法に基づく届出の適切な指導・誘導 <ul style="list-style-type: none"> R2指導・誘導件数：135件 ●都市景観条例に基づく届出の適切な指導・誘導 <ul style="list-style-type: none"> R2指導・誘導件数：36件 ●都市景観形成地区等における地域特性を活かした良好な街なみ形成の促進 <ul style="list-style-type: none"> R2助成件数：1件 ●良好な街なみ形成に向けた建築物等の景観誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・制度構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導・誘導の実施 ・指導・誘導の実施 ・工事等費用の一部助成の実施 ・景観法に基づく事前協議制度の実施 ・アドバイザー制度の実施 	事業推進
地区まちづくり推進事業 「地区まちづくり育成条例」に基づき、市民発意の地区まちづくりを行うグループ（団体）に対して、地域特性に応じた良好な住環境の形成に向けたまちづくりルールの策定等の支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●「地区まちづくり育成条例」に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> R2実績：登録・認定3件、周知啓発活動7件 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区まちづくりグループの登録、地区まちづくり組織・地区まちづくり構想の認定 ・住民発意の地区まちづくり活動の支援に関する周知啓発活動の実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画
進行管理・評価